

理美容師が取り扱うシャンプー、染毛剤等の成分(化学物質)に係る評価シート

(◎:必ず追加すべき、○:追加すべき、×:現時点では追加する必要はない、△:評価保留)

| No. | 化学物質名 | 評価 | 評価の理由 | 文献等 | 委員名 | 評価 | 評価の理由 (通常労働の場で発症しうるものと認められるか否かという観点から記入) |
|-----|--------------------|----|--|---|------|-----|--|
| 1 | システアミン塩酸塩 (CHC) | ○ | 国内には、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎の報告はないが、理・美容師の職業性接触性皮膚炎におけるパッチテストの成績を報告した文献がある(皮膚科診療:31(11);1335~1340、2009)。その中で、システアミン塩酸塩(CHC)は、パッチテストの製品別陽性率で第2位(44.4%)を占めるパーマ液の成分であり、このシステアミン塩酸塩(CHC)jのパッチテスト陽性率は18%であった。その他、海外では、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎として、2例が症例報告として報告されている。以上より、今後、わが国でも通常の労働現場で、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性職業性接触性皮膚炎は認められうる。 | 皮膚科診療:31(11);1335~1340、2009 American Journal of Contact Dermatitis: 14 (3); 157-160, 2003 Contact Dermatitis: 56; 295-296, 2007 | 圓藤先生 | △ | 美容師でシステアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎が報告されている(Isaksson2007、Landers2003)。パッチテスト検査が実施できる。ただし、作業状況が不明確であるため、慎重に検討する必要がある。 |
| | | | | | 高田先生 | ○ | 国外で、CHCを含有するパーマ液を使用する美容師で手指のアレルギー性接触性皮膚炎が発症した症例報告がなされている。国内でも労働者健康福祉機構の調査で美容師におけるパッチテストの陽性率が21.4%認められており、本物質による接触性皮膚炎の発症が懸念される。 |
| | | | | | 松岡先生 | ○ | 美容師において、パーマ液成分のシステアミン塩酸塩によるアレルギー性接触性皮膚炎が報告されている。これまでの報告症例数は少ないが(国内はなし)、パッチテスト陽性率は比較的高い。 |
| | | | | | 宮川先生 | ○/△ | 労働者健康福祉機構報告書(2008)によると、本剤を含むカーリング剤で調査対象(理・美容師で皮膚炎を起こしたことのある者)におけるパッチテストの陽性率は9/50(18.0%)と高いとされているが、国内における症例報告はなく、海外の2例が紹介されているのみである。陽性率が高いこと、国外での症例報告があること、国内においてばく露作業(理・美容師)が存在することから、追加すべきと思慮する。なお、理・美容師対象の調査結果に基づく判断であり、国内症例がないことから○としたが、追加にあたって業種等の指定をすべきとの見解もありえる。国内症例のないことを重視すると保留もありえる。 |
| | | | | | 柳澤先生 | ○ | 国内には、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎の報告はないが、理・美容師の職業性接触性皮膚炎におけるパッチテストの成績を報告した文献がある(皮膚科診療:31(11);1335~1340、2009)。その中で、システアミン塩酸塩(CHC)は、パッチテストの製品別陽性率で第2位(44.4%)を占めるパーマ液の成分であり、このシステアミン塩酸塩(CHC)jのパッチテスト陽性率は18%であった。その他、海外では、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性接触性皮膚炎として、2例が症例報告として報告されている。以上より、今後、わが国でも通常の労働現場で、システアミン塩酸塩(CHC)によるアレルギー性職業性接触性皮膚炎は認められうる。 |

| | | | | | | | |
|---|---------------------|---|---|---|------|---|--|
| 2 | コカミドプロピルベタイン (CAPB) | ○ | <p>シャンプー成分の界面活性剤CAPBによるアレルギー性接触皮膚炎が報告されている。我が国では、5例報告されており、うち3例が理・美容師の症例である。海外でも同様の症例報告がある。また、理・美容師を対象としたパッチテストにおいて、その陽性率も42%と高い。</p> | <p>・ベタイン型両性界面活性剤cocamidopropyl betaineによるアレルギー性接触皮膚炎, 谷口ら, 皮膚 34:191-195, 1992</p> <p>・Cocamidopropyl betaine (CAPB) as a cause of shampoo dermatitis, Hashimoto et al., Environ Dermatol 7:84-90, 2000</p> <p>・Shampoo dermatitis due to cocamidopropyl betaine and lauryl dimethyl aminoacetic acid betaine, Yasunaga et al., Environ Dermatol 7:16-20, 2000</p> <p>・理・美容師の職業性接触皮膚炎におけるパッチテスト成績, 舩ら, 皮膚病診療 31:1335-1340, 2009</p> <p>・理・美容師の皮膚疾患, 谷田ら, MB Derma 154:39-46, 2009</p> | 圓藤先生 | △ | 界面活性剤のCOPBで接触皮膚炎が見られ、パッチテストが陽性であった、しかしlauryl dimethyl aminoacetic acid betaineでも陽性であった(Yasunaga2000)。Konodo2002, Hashimoto2000、谷口1992。ただし、作業状況が不明確であるため、慎重に検討する必要がある。 |
| | | | | | 高田先生 | ○ | 国内でCAPBを含有するシャンプー剤を使用する美容師で手指から前腕にかけてアレルギー性接触皮膚炎が発症した症例報告がなされている。 |
| | | | | | 松岡先生 | ○ | 理・美容師において、シャンプー成分のCAPBによるアレルギー性接触皮膚炎が報告されている。海外でも同様の症例報告がある。ただし、シャンプー中に含まれる他のアレルゲンによる可能性も否定できない。 |
| | | | | | 宮川先生 | ○ | 労働者健康福祉機構報告書(2008)によると、本剤はシャンプー用界面活性剤として使用されており、調査対象(理・美容師で皮膚炎を起こしたことがある者)におけるパッチテストの陽性率は21/50(42.0%)と高く、国内における症例報告は5例、内3例が理・美容師とされている(引用されている症例報告は4報で、内容を確認したところ理・美容師と主婦名2名であった)。陽性率が高いこと、国内での症例報告があり、ばく露作業(理容美容)が存在することから、追加すべきと思慮する。なお、理・美容師対象の調査結果に基づく判断であり、一般での報告が少ないこと、不純物など他の物質による作用も考慮されることから、追加にあたって業種等の指定をすべきとの見解もありえる。 |
| | | | | | 柳澤先生 | ○ | コカミドプロピルベタイン(CAPB)は、天然成分を原料とした海面活性剤でシャンプーの成分として使用されている。理・美容師の職業性接触性皮膚炎におけるパッチテストの成績を報告した文献(皮膚科診療: 31(11); 1335~13402009)では、コカミドプロピルベタイン(CAPB)は、パッチテストの製品別陽性率で第3位(41%)を占めるシャンプーの成分であり、このコカミドプロピルベタイン(CAPB)のパッチテスト陽性率は42%であった。また、コカミドプロピルベタイン(CAPB)によるアレルギー性接触性皮膚炎は国内で5例報告されている。以上より、通常の労働現場で、コカミドプロピルベタイン(CAPB)による職業性接触性皮膚炎は認められうる。 |